国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等に おける情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案に対する意見の 募集結果について

警察庁において、平成27年2月6日から同年3月7日までの間、「国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

「国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(平成27年国家公安委員会規則第7号)

2 命令等の案を公示した日

平成27年2月6日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載しています(頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)。

なお、今回の改正内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせて いただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数		2件
(内訳)		
パブリッ	ックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール		1件
F A	X	0件
郵	送	0 件

「国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

今回の改正案について、

- 時代の趨勢と要求をとらえた改正内容であり賛成する。
- 書面による保存は、情報が流出する可能性が低く、意図的な改ざんも困難である。 現在、情報の流出が頻繁に生じ、多大な迷惑を被る事件が多発している。インターネット社会だからこそ、たとえ暴力団関係情報であっても、その管理は慎重かつ安全に実施されることが必要であり、この案には反対である。

といった御意見がありました。

二点目の御意見について、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)に基づき、書面の保存等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行おうとする民間事業者等は、国家公安委員会の定める基準により、ログの取得や監査をすること、情報システムへのログインに際し、パスワードやユーザIDにより識別・認証を行うこと、コンピュータ・ウイルス対策を行うこと等の対策を講ずるよう努めることとされております。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととされております。このように、規則等に基づき、書面の保存等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行おうとする民間事業者等について、情報管理のための措置を適切に講ずることとされており、書面による保存等に代えて、電磁的記録による保存等を認めることとしても、直ちに情報の漏えい等を惹起するものではないものと認められますので、今回の改正案については原案のとおりといたします。

国家公安委員会・警察庁においては、国家公安委員会の所管する法令の規定に基づき、 民間事業者等が行う書面の保存等が、電磁的記録を使用して行われる場合において、情報 管理や漏えい防止対策が適切に行われるよう、必要な指導・監督をしてまいります。